

町のうごき

数	4,073
人口	14,123
帯数	2,753
登録	13,124
内	6,466
男女	6,658

4月1日現在



うのてん報

発行・秋田県天王町役場 TEL (天王) 1. 42. 135
編集・企画室 印刷・一日市印刷所 TEL (一日市) 38

農免道路整備事業

初年度工事

不動下—松淵間を改良

不動下(塩口)から塩口北野(権兵衛ナツテ)までの湖岸地区に、総事業費七千七百万円を投じて幅五・五メートル、延長四千六百二十七メートルの道路を建設する農免道路整備事業は、四月末までに不動下—松淵間千八百九十五・三メートルの道路改良を行ない初年度工事を終わった。

農繁期中は中止

工事中の農免道路—中羽立



役場異動

(四月一日付け)

▽企画室長(税務課長) 大関与五郎▽建設課長(建設課長心得) 山寺富治▽税務課長(総務課長心得) 石黒兼造▽経済課長(経済課長政務係) 大関良作▽税務課第一徴収係長(建設課管理係長) 西村輝三▽町民課町民係長(税務課徴収係長) 後藤基

治▽総務課文書係長(町民課町民係長) 安田鉄雄、税務課第一賦課係長(税務課賦課係長) 三浦初男、町民課国保係長(総務課文書係長) 菅生岩蔵▽建設課管理係長(町民課保険衛生係長心得) 三浦利栄▽税務課第二賦課係長(税務課賦課係長心得) 沼田紀三▽税務課第二徴収係長(税務課) 船山毅▽町民課衛生係(町民課保険衛生係) 菅生市

投票率前回を上回る 知事・県議選



知事・県議選の開票—天中で

秋田県知事、秋田県議会議員一般選挙が四月十五日行なわれた。有権者の出足は午前中ややにぶつたが、午後からは勤め帰りのサラリーマンや苗しろづくりのあい間に農家の人たちが投票にかつけ、投票率は前回(三三・三パーセント)を上回り、一・三二パーセント上回り、一月の町議選、衆院選とともにこの選挙は、いずれも前回より投票率が上がり、選挙に対する有権者の関心が高くなったことを示している。

教育委員会

(四月一日付け)

▽任用公民館主事補菊地正義

工事は第一工区(不動下五二六—大排水間六百七十六・五メートル)が昨年十一月七日に第二工区(大排水—松淵五二〇間千二百八十八・八メートル)は十二月十二日にそれぞれ着工。初年度分として道路の拡幅と路盤改良が行なわれた。幅はこれまでより一・二・五メートル

ル広げられ、この間を二千五百三十五センチメートルの厚さで砕石を敷き、市街地はL型側溝、田地は石がきを積んでいく。工事は五月から十月末までの農繁期中はいったん中止。十一月から四十二年度分の工事を始めることになっている。

県議選候補者の得票数

候補者氏名	今回(42, 4. 15)		前回(38, 4. 17)	
	得票数	得票率	得票数	得票率
○波谷 倉藏△	3,828票	64.57%	3,046票	56.20%
○高橋 清一△	765	12.90	977	18.03
○館岡 賢次郎	534	9.01	638	11.77
○佐藤 邦彦△	424, 6	7.16	364	6.72
○齋藤 正彦△	269	4.54	256	4.72
○佐藤 千万三	107, 4	1.81	—	—
○佐々木 輝雄△	—	—	139	2.56

○印は今回の候補者 △印は前回の候補者

有効投票票五万五千五百七十七票(五千三百三十六票)▽無効投票票七千二百一十二票(五百八十四票)。

投票区別の投票率

▽天王七九・二六%、▽江川九〇・〇三%、▽塩口九〇・二八%、▽羽立八六・七一%、▽大崎八六・四〇%、▽二田第一八五・一六%、▽二田第二八八・七三%、▽出戸八三・二七%、▽追分七六・二〇%。

知事選候補者の得票数

候補者氏名	今回		前回	
	得票数	得票率	得票数	得票率
小畑勇二郎	4,598票	83.34%	4,153	80.86
小川 俊三	919	16.66	983	19.14

知事 投票総数六千二百二十九票(五千七百二十票)▽

失保の受給便利に

秋田 職安 口座振込制度を採用

6月1日から

秋田公共職業安定所ではいま失業保険金の窓口現金払いを改め、口座振込制度を実施するための準備を進めています。失業保険金の給付額は増加の一途をたどり、秋田県では約九億八千万円(二万七千九百一人)であったものが、四十年には約三十億(五万七千七百五十六人)に急増。公共職業安定所の体制上からはもちろん、現金取り扱い上からしても限界に達しています。また、保険金受給者からも「長時間待たされるのはわずらわしい」などの声が少なくありませんでした。

このような事情から、失業保険金を受給者の直接希望する銀行の預金通帳へ振り込みする口座振込制度をとることになりました。六月一日から実施されます。

わずらわしさを改善

この方法によると、一、安定所の窓口で現金を受けとるわずらわしさがなくなり失業の認定が済めばすぐ帰宅できるのが、むだな待ち時間がないようになります。二、現金引き出しが自由にでき預金利息もつき、家族の者で

天王幼稚園長に西村氏

町教育委員会は、三月三十一日付で辞任した町立天王幼稚園長児玉ハチ氏の後任に、四月一日付で西村鐘三氏61(天王町教育委員)を発令した。

も引き出すことができます。三、四週一回まとめて振り込まれるので、むだ使いが少なくなり、月単位の生活設計ができます。

四、就職支度金を受けるときでも、安定所へ出頭する必要がなくなり、この口座振込制度は銀行ならいずれの銀行でも取り扱っていますので、近くの支店や出張所でもできます。

転宅資金を追加

◇婦人更生資金◇

秋田県婦人更生資金の貸付規則が四十二年三月十八日から一部改正になった。今回の主な改正点は①転宅資

金を新たに加えたこと②生業資金の貸付限度額を五万円から十五万円に引き上げたこと③生業資金、支度資金、技能習得資金の償還期間を延長したこと④各資金の貸付限度額と償還期間は次のとおり(資金の種類、限度額、償還期間、すえ置き期間の順)

△生業資金 十五万円以内、六年以内、一年以内、▽支度資金 一万五千円以内、六年以内、六ヶ月以内、▽技能習得資金 月額千五百円以内、六年以内、六ヶ月以内、▽生活資金 月額三千円以内、三年以内、六ヶ月以内、▽転宅資金 一万二千円以内、三年以内、六ヶ月以内。

納税者と税務署

税金に不満のあるとき

今月は「税金に不満のあるとき」はどうしたらよいか一についてお知らせしましょう。

△更正や決定に不満のあるとき 税務署長から更正あるいは決定などをうけてそれに対する不満のあるときは、その通知をうけた日から一ヶ月以内に、税務署長に異議申し立てをする。

△追試験のこと 追試験のことだったという。そして今度はポケットからハイライトを取り出してブカブカ。中の一人は指が黄色になっていたというのでした。

先生の話を聞いていたうちその高校生は両親が健在な家の子どもたちだろうか、それとも

△更正や決定に不満のあるとき 税務署に備えておける申立書によって行ないます。税務署長は、その異議申し立てを三ヶ月以内に内容を審理したうえで決定して、通知します。

△それでも納得できない場合は 決定通知をうけた日から一ヶ月以内に国税局長に審査請求

とができます。(税務署に備えておける申立書によって行ないます)。審査請求は、その異議申し立てを三ヶ月以内に内容を審理したうえで決定して、通知します。

△追試験のこと 追試験のことだったという。そして今度はポケットからハイライトを取り出してブカブカ。中の一人は指が黄色になっていたというのでした。

先生の話を聞いていたうちその高校生は両親が健在な家の子どもたちだろうか、それとも

PTAに思う

中羽立 菅 生 正 子

私の子どものように母親だけで育てられた子どもだらうかと恐ろしい気がしてなりません。

続いて「父性愛と母性愛について」をテーマに講演。教育ママにヘナチョコパパが多くなり困ったとの事でした。教育ママ

をすることがあります。この場合も書面(正副二通提出)によって行なうことになっていきます。審査請求は国税局協議団で審理され、納税者と税務署のどちらの主張が正しいかを調査して、公平に判断します。国税局長はこの判断に基づいて判決を行ないます。

また、この判決に不服があるときは裁判所に訴訟することができます。

△この間の徴収はどうなるか 異議申し立てや審査請求中でも、原則として更正決定の税金は徴収され、滞納処分も行なわれません。

△異議申し立て、審査請求を利用できなかった場合は 一ヶ月期間を過ぎてしまつてこれらを利用できなかった場合は、税務相談所(秋田市中通り、秋田南税務署内、電話二一四二二一)に苦情を申し出て、救済をうける方法があります。

せざるべだと思えます。私はある時は父親に、ある時は母親になつて、子どもの意見も聞き自分の意見も聞いてもらうよう努めたと思います。

また、真井田先生に「自分の子どもにクサンクサンちゃんをつけて呼んでいるのは日本だけ、呼ぶてできるのは自分の子どもだけなの」といわれたことも考えさせられました。

いづれにしてもよいお話しを聞き、いつも先生まかせにしていた子どもの学習を見て、先生方も大変だということや自分の子どももよしあし少しはわかり、意義あるPTAでした。

皆さん、新学期となりましたが、今年度はもっとPTAに参加するようがんばりましょうね。新入生のPTAの方たちも……。

気軽に相談を

行政相談員に安田氏

行政管理局では四月一日付で行政相談員の委嘱を行なったが、本町では安田慶太郎氏57(羽立)が委嘱された。行政相談員は、秋田行政監察局で行なっている行政相談の窓口として、役所仕事について困っていること、納得がいけないこと、希望することなどの相談に応じるものです。

相談の範囲は国の行政機関、政府関係機関(公社、公団、公庫など)の行なっている業務、または県、市町村で行なっている業務で国の委任あるいは補助にかかる業務となつてい

したがって、民事関係や警察で扱っている刑事事件を除けば、たいていの場合には行政相談の対象となります。

いっさい無料で秘密は固く守られます。気軽に相談ください。親身になってお世話をします。

新役員

PTA

【東湖小】△会長 柏崎佐一郎 △副会長 戸田堅一、柏崎イッ子、京極浩【天王小】△会長 安田鉄雄、△副会長 藤原秀一、桜庭豊子、石橋作四郎【出戸小】△会長 加賀谷一郎 △副会長 京谷銀治郎、古山トミエ

阿部栄作【追分小】△会長 渋谷克己 △副会長 村野昭夫、水谷幸、相沢敬次郎【天王中】△会長 三浦兼男 △副会長 京谷周太郎、桜庭周光、鎌田貞治。

婦人会

△会長 渡部ツナ △副会長 島崎スギノ、三浦ツタ、藤原ユキ

青年会

△会長 後藤一志 △副会長 伊藤繁美、吉田喜代子。

(健) (康) (な) (稲) (作) (り) (運) (動)

実践主体は部落

第二次の運動目標決まる

町では、県の施策に添って、第二次健康な稲作り運動を強力に推進することになった。

第二次運動の要点は次のとおりとなっている。

一、運動の実践主体を部落とし、部落には推進員を一名程度おいて、推進員を中心に運動を押し進める。

二、運動の目標を①一俵増産②三十パーセント省力化③上位米九十パーセント以上確保とする。

三、この目標を達成するため、運動期間中(四十五年まで)の具体的な対策は次のとおりとする。

一俵増産 町で粘土の土取り場を設置し、客土を希望する農家に対して無料で開放する。この場合、できるだけ機械などによる積荷サービスをする。

30%省力化 集団栽培を目的として、いるグループなどが大型機械などを導入する場合は、資金のあせむを積極的に行ない、町でも十パーセント程度の補助をする。

お知らせ

ただいま八郎瀧中央干拓地入植者の第二次募集を行なっています。入植を希望する人は役場経済課へおいでください。

上位等級米の90%以上確保

各年度において報償制度を設ける(予定)。
四、推進員の活動任務は次のとおりとする。

世帯番号の確認を

町税の納付通知書

町では、今年度から町税の納付通知書を原則としてすべてカナ文字タイプライターで印刷し、納税義務者の皆さんにお届けします。これは、税務事務の正確性と帳簿の一元化を図りあわせて、事務を簡素化するためのものです。

このカナタイプ印刷によって納税義務者の氏名はこれまでの漢字からカナ文字に変わりますので、次の点にご注意のうえ、完納されるようお願いいたします。

納税世帯番号の確認を近所に同姓同名の方が居住するときは、通知書の納税世帯番号によって、あなたの通知書であるかどうか判定してください。

読み方が違うときはお知らせを「立川一郎」は通常「タチカワイチロウ」と読みます。ほんとうは「タチカワカズ

④各農家の技術指導⑤本部からの技術伝達指導⑥情報の伝達⑦意見の具申⑧防除班長への病虫害発生報告⑨台風などの被害の早期報告⑩その他目的達成のために必要な事項。

推進員

部落別の推進員を次のとおり委嘱したので、稲作全般について問題がありましたら持ち込んでください。

- ▽天王曲町 戸田正雄▽同本町 下町 戸田浅五郎▽同荒町 戸田五郎兵衛▽同上荒町 神明 戸田岩谷文治▽同旭町 黒勝美▽江川上区 石黒豊之助▽同下区 伊藤兼蔵▽蒲沼 船木兼太郎▽下出戸 佐々木吉太

の確認を

「と読む場合もあると思えます。そのような手違いがあらましたら、ごめんなさうでもあなた世帯番号と、漢字のお名前にふりがなをしたものを税務課へお知らせください。ただちに訂正します。

納付のさいは通知書とい

講習会ことは82回

後期コース 農近ゼミ(農業近代化ゼミナール)は三月末までに四十回の講習会を開き、四月から二年目の学習にはいった。

この新しい納税通知書は、タイプ印刷する必要からこれまでの通知書にくらべて用紙が小さく紙質も薄くなっています。しかし、原則として税金の納付は納税通知書を持参して行なうこととなります。汚損や紛失をしないよう十分ご注意ください。

田植えは七百万

42年度の農業労賃

昭和四十二年の協定農業労賃が次のように決まりました。これは、関係機関と部落会長の協議のうえ決まったものです。各農家は部落内、町内、他市町村のいづれからの雇用の場合でも、この協定労賃を固く守ってください。農業委員会(カッコ内は昨年)

- 田植え 七百万(六百五十円)
- 苗取り 畑苗 七百万(六百五十円、折衷七百円)
- 除草 手取り男女共六百五十円(六百五十円)
- 除草機男女共七百円(六百五十円)
- しろかき 男千円(千円)、女六百五十円(六百五十円)
- 稲刈り 男共七百円(七百円)、東刈りの場合は一東八円(八円)
- 田作業(型まわし、くろきり、稲かき、稲あげなど) 男千円(九百円)、雑作業(主として畑作業) 男八百円(六百五十円)、女六百円(五百五十円)
- 耕うん機(十アル当たり) 耕起整理でクロきわを除く 耕起整理

永年勤続者を表彰

町商工会は四月二十三日、役員会議室で四十二年の通常総会を開き、創立五周年記念事業として次の永年勤続従業員十七人を表彰した。(カッコ内は事業主)

- 十五年以上勤務者 米谷健蔵(田中誠)、佐々木春雄(三浦兼吉)、吉田金治(加賀谷喜代治)、石井三夫(石井富蔵)
- 十年以上勤務者 堀鉄郎(秋本昭二)、高松正重(石黒幸蔵)、伊藤実(石井富蔵)、三浦登(三浦兼男)、菊地正太郎(菊地駒吉)、伊藤みや(同)、石川リサ子(海山徳之助)、海山イト(同)、三浦明(三浦兼吉)、小柳トク(同)、伊藤宏(三浦政栄)、吉越六二郎(桑原厚平)、吉田金市(加賀谷喜代治)

通知のない人は異状なし

町では一月下旬に町民三千三百五十二人の検便を実施し、陽性者は三月十三日に役場で集団駆虫を行ないましたが、後検便の結果まだ寄生虫の認められる人は六人でしたが、異状の認められなかった人には連絡しませんでした。



農近ゼミ(農業近代化ゼミナール)は三月末までに四十回の講習会を開き、四月から二年目の学習にはいった。農近ゼミは昨年六月に開講。農業後継者を主体とした前期コースと一般農業者を主体とした後期コースの二つのコースを設けている。昨年は前期コースは受講者が少なく、後期コースを中心に

標語を募集

青少年健全育成会議

県と県青少年健全育成会議では「声をかけ合う運動」を推進するための標語を募集しています。

この運動は、お互いに声をかけ合って人間関係を深め、薄れがちな地域の人々の気持のつながりを強めるとともに、みんなが青少年を非行や事故から守るためのもので、県民ならだれでも応募できます。

主題

【一部】声をかけ合う運動(県民運動)をうたったもの。①「おはよう」などのあいさつ、「ありがとう」「ごくろうさん」などの感謝「あぶないよ」などの注意のいづれか、または全部をうたったもの。②青少年自ら声をかけ合う運動に参加しようとするもの。

【二部】青少年の不良化や事故防止についての声をかけ合う運動をうたったもの。①「やめようね」「あぶないよ」などの話しかけや、注意のいづれか、または全部をうたったもの。②青少年同志でいましめ合うことをうたったもの。

送り先

秋田市山王四丁目一番一号秋田県庁内秋田県青少年健全育成会議事務局 標語募集係

締め切り

昭和四十二年五月十日(同日の消印あるまで有効)。

応募方法

①一名三ポイントで②一点ごとに官製はがき一枚を使用のこと。③住所、氏名、生年月日、職業(在学中のものは学校名、学年)を標語とならべて明記のこと。④本人の作品で未発表のものに限る。

表彰
【入選】賞金五千円
若千名(一部、二部ともに若干名)【佳作】賞金千円若千名(一部、二部とも)

いまずぐ年金を!

国民年金は二十歳以上(明治四十四年四月一日以前の出生者を除く)の人で他の年金制度に加入している人以外はすべて加入の義務があり、これらの人が年をとったり、ケガをしたり、死亡したときに所得保償を及ぼして、その生活の安定を図ろうとする年金制度です。

老令年金を受けるためには、六十歳までに保険料を納めた期間、または免除の期間を加えて二十五年以上なければなりません。(ただし、昭和五十四年四月一日以前に生まれた人は特別でその年齢より十年から二十四年に短縮されています)とくに、昭和六年四月一日以前に生まれた人は、昭和四十年四月分から六十歳になるまでのすべての期間について、保険料を納めるかあるいは免除の手続きをしなければ、この期間を満たすことができません。老令年金はもらえないこととなります。

これらの人でまだ加入していない人は、いまずぐ役場の年金係で加入の手続きをしてください。また、加入していても、保険料を納め忘れていたり人はずみやかに納めて、せっかくなの保障を無にしないようにしてください。

若千名。
入賞者には本人に通知するとともに、昭和四十二年五月中旬の新聞、ラジオ、テレビを通じて行ないます。

その他
せん。入賞作品は主催者において無償で利用できるものとします。

納められない人は免除の手続きを

生活が苦しく国民年金の保険料を納める事ができない人は、五月か六月中に「国民年金手帳」と「印鑑」を役場へ持ってきて、必ず免除の手続きをしてください。老令年金、障害年金、母子年金を受けるには保険料を納めているか、または免除を受けていることが絶対条件です。免除の手続きもしないで保険料を滞納していると、いかなる年金も受けられません。納めら

慶弔だより

(三月一日〜三月一日) お二人の前途を祝福します (〇印は戸籍の筆頭者)

れない人は、そのままにしないで必ず免除の手続きをしましょう。

年金委員

本町の年金委員が次のとおり知事より依頼されて、国民年金の業務に当たっています。年金のことは役場の年金係か、またはこの委員になんでもご相談ください。

- ▽塩口 榎庭ミヨウ▽中羽立 菅生喜兵衛▽羽立下 安田堅之助▽同中 西村久枝▽同上 西村友太郎▽渋谷 榎庭福治▽天王 神明町 柏崎兼松▽同上 荒町 藤原三之助▽同旭町 鎌田悦郎▽同東荒町 柏崎新七▽同西荒町 柏崎惣四郎▽同下町 児玉イ子▽同本町 京谷仁太郎▽同下曲町 戸田藤三▽同上 曲町 沼田喜一▽江川下 伊藤清之助▽同上 藤原金治▽見玉 菊地ナツ▽大崎下 三浦ツタ▽大崎上 三浦金助▽二田一区 小柳徳太郎▽同二区 武藤康弘▽同三区 山方由佳子▽同四区 大関与喜蔵▽同五区 上村千代松▽同六区 七区 鈴木勝美▽同八区 畠山澄雄▽同九区 加藤米蔵▽同十区 遠岡藤代治▽同十区上 真壁芳太郎▽同十一区 鶴沼台 小野克太郎▽蒲沼 鎌田金治▽下戸下 佐々木松雄▽下戸上 佐々木吉太郎▽下戸開拓 菊地トメ▽細谷 大貫長之助▽上戸 菊地国栄▽三軒屋 渡部米吉▽追分 西 越前屋英三▽北野 伊藤キヌエ▽追分 中泉タミ。

藤原 久子	徳一 秀子	伊藤 美保子	二女 忠義	橋本 真理子	奈良 藤之助	黒川 三男	長沼 武内	天沼 三男	羽立 島崎	羽立 正子	菅谷 長夫	佐藤 登志男	高村 盛志	小方 盛美	榎田 真美	飯沢 京重	北山 義子	三浦 実重	北野 水戸瀨	追分 佐藤	二田 加藤	北野 伊藤	飯島 正太郎	西村 清富	熊谷 満平	鈴谷 多津子	加賀 京子	中村 留美子	佐々木 新和	西村 広栄	佐藤 美知也	加藤 友也	三浦 美保子	小野 美智男	村山 ナチエ	鈴木 文子	関谷 千恵子	橋本 幸二	長谷 幸二	天沼 幸二			
谷	渡	伊藤	二女	橋本	奈良	黒川	長沼	天沼	羽立	羽立	菅谷	佐藤	高村	小方	榎田	飯沢	北山	三浦	北野	追分	二田	北野	飯島	西村	熊谷	鈴谷	加賀	中村	佐々木	西村	佐藤	加藤	三浦	小野	村山	鈴木	関谷	橋本	長谷	天沼			
久子	秀子	美保子	忠義	真理子	藤之助	三男	武内	三男	島崎	正子	長夫	登志男	盛志	盛美	真美	京重	義子	実重	水戸瀨	佐藤	加藤	伊藤	正太郎	清富	満平	多津子	京子	留美子	新和	広栄	美知也	友也	美保子	美智男	ナチエ	文子	千恵子	幸二	幸二	幸二			
子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子

おくりやみ申しあげます
江川 伊藤 幸二(五九才)
天沼 戸田 忠雄(二六才)
二田 渋谷 チヨ(八六才)